

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物ワーキンググループ（第38回）

- 日時 : 令和5年3月2日（火曜日）14時00分～15時40分
- 場所 : 経済産業省別館11階第1107各省共用会議室及びオンライン

1. 開会

○下堀放射性廃棄物対策課長

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会、原子力小委員会、第38回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日のワーキングは、原則オンラインでの開催とさせていただきます。

また、本日は全ての委員の方にご出席をいただいております。ご多忙の折、ご参加いただきありがとうございます。

本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構 阪口副理事長、田川専務理事、植田理事、電気事業連合会 佐々木副会長にご出席いただきます。

本日の会議は、Y o u T u b e の経産省ライブ配信チャンネルで生放送をさせていただきます。

オンラインで参加の皆さまには、事前にメールで資料をお送りしておりますが、T e a m s の画面上でも適宜投影をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、まず、資料1として議事次第、2として委員名簿、3として事務局説明資料、参考資料1として基本方針の改定（案）、参考資料2として放射性廃棄物ワーキング委員からの意見になります。

以降の議事進行は高橋委員長にお願いすることといたしますので、高橋委員長、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

それでは、議事次第に従って進めてまいります。

本日の終了予定は1時間半程度の15時半をめどに置いております。よろしくお願い致します。

議事運営に当たっての委員各位のご協力のほどをどうぞよろしくお願い致します。

本日の議題は、「最終処分の実現に向けた取り組み強化について」でございます。

昨年12月23日と、今年2月10日の2回にわたりまして、最終処分関係閣僚会議が開かれ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案が示されたところでございます。こうした政府側の動きなどについて、事務局から資料3に基づいて説明をし、その上

で、委員の皆さまに忌憚^{きたん}のないご意見を頂戴できればと思っております。

それでは、プレスの皆さまにおかれましては、これまでとさせていただきますので、ご退席いただきますようお願いいたします。

Y o u T u b eでの傍聴は、引き続き可能となりますので、引き続きY o u T u b eにてご覧をください。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

それでは、早速でございますが、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

○下堀放射性廃棄物対策課長

それでは、資料3に沿ってご説明をしたいと思います。最終処分の実現に向けた取り組みの強化についてでございます。

次のスライド1ですけれども、本日は3つの構成で、まず、基本方針の改定（案）の提示までの検討経緯でございます。それから、2019年に本ワーキンググループで策定しました当面の取り組み方針に基づく活動の進捗^{しんちよく}状況についてのご報告。そして、最後、ご議論いただきたいポイントでございます。

次のスライド2でございます。昨年内の議論の流れでございますけれども、2020年に北海道の2つの自治体において文献調査を開始いたしましたけれども、課題として他のそれに続く調査実施自治体が出てきていないこと、それから足元の文献調査をどのように適切に取りまとめるか、こういった課題で昨年4月と9月に放射性廃棄物のワーキングを開催させていただきました。

また、同時並行で8月のGX実行会議の政府全体でのエネルギー危機に対応する検討という中で、原子力に、この最終処分についても、しっかりプロセスの加速化ということで検討、審議が政府全体でありまして検討してきたというものでございます。

中身については、4月や9月に委員の皆さまからいただいた意見、それから9月と11月の原子力小委員会の中にメールベースでしたけれども、このワーキングの委員の皆さまから意見を募集して、集約した意見を11月の原子力小委員会にて報告してございます。そういった意見等を踏まえまして、事務局として原子力小委員会のほうで議論を重ねたというものでございます。

また、各委員からいただいた意見そのものは、本日の参考資料2に掲載しておりまして、この審議会のページでホームページにもアップしております。

その上で、審議会等の議論を経まして、12月のGX実行会議にて基本方針というのが取りまとまったわけですが、その12月22日の会議の時に、総理からも、「高レベル放射性廃棄物の最終処分につながるよう、政府を挙げてバックエンドの問題に取り組んでいきます」というようなご発言があり、その言葉を受けまして、翌日の12月23日に最終処分の関係閣僚会議、それから2月に同じく閣僚会議にて、それまで議論してきたものをベースに、

さらに政府を挙げて取り組めることというのを検討した結果、2月10日の閣僚会議にて取り組みの強化策、また基本方針の改定（案）の提示をして、今パブリックコメントを行っているというところがございます。その閣僚会議の後に、原子力委員会のヒアリングで諮問をしたりしているというところで、本日、放射性廃棄物ワーキングを開催しているという流れになります。

次の3ページ目は、昨年4月の資料ですので、もう皆さまご案内のことではありますけれども、ここの3ポツですね、足元の文献調査のこと以外でも、文献調査の実施地域の拡大に向けた取り組みについてということで課題、認識を提示させていただいております。次のスライド4ページ目ですが、昨年4月の放射性廃棄物ワーキングでも、特に、左下の3ポツのところがございますけれども、コメントを頂いているものがございます。「寿都町、神恵内村で今何が行われているかについてもっと周知していくべき」とか、あるいは、「国からの申し入れの積極的な検討も重要ではないか」、こういったご発言もあるというところがございます。

そして、次のスライド5ページですけれども、これも既に昨年9月のワーキンググループで報告という形でお示ししておりますが、GX実行会議で、一番右下でありますけれども、再処理、廃炉、最終処分プロセス加速化について検討課題に挙がったということで、これを受けて議論をしてきたということでございます。

6ページでございます。こちら、昨年9月の原子力小委員会に事務局として提示した対応の方向性ということでお示したものでございます。自治体の検討の土台をしっかりと整えることで文献調査の実施地域の拡大につなげ、最終処分の実現に向けたプロセスを加速化させるということでございまして、大きく国主導の理解活動、NUMO・事業者の機能・取り組み強化、国際協力、こういったものにまとめておりますが、それぞれの中で自治体向けの情報提供等の強化と、国主催の勉強会・交流会、こういったこと、全国向けの情報発信の強化、あるいはNUMOの機能強化、そして、自治体を対象に国と連携した情報提供や視察、学習等の支援等々が入っていったということでございます。

こちらにつきまして、本ワーキンググループの委員の皆さまにメールベースでご意見をいただき、集約して、原子力小委員会に報告したものが次のスライド7ページと8ページになります。

特に、この2ポツ以降で示されているわけですが、これらを踏まえ、次のスライド9のほうに、先ほどの対応の方向性というのをさらに議論を詰めたものが9ページの特に右側でございますけれども、地方自治体の首長が集まる場での説明、情報提供とか、あるいは関心自治体には、さらなる情報提供や国主催の勉強会・交流会、その中で国から地域への段階的アプローチへとつなげる。経済団体、議会、自治体等への事務方から勉強会の実施等を働きかけることを想定とありますが、こういったもの。あるいは、全国向けの情報発信の強化。さらに、下の2つ目ですけれども、従来からの視察に加えて、原子力と地域共生の観点から支援メニューの充実化、そして、NUMOの調査・設計・安全評価技術の向上、

地層処分に関する情報の収集機能を強化、こういったところがこの時の最終処分のプロセス加速化への対応のイメージということでお示したものでございます。

こういったところの小委員会の議論等を踏まえまして、次のスライド10ページでございますけれども、GX実現に向けた基本方針でございますが、これは12月22日に案を取りまとめて、その後、パブリックコメントを経て2月に閣議決定をしているものでございますが、関連部分の抜粋ということで上4行ございますけれども、最終処分に関しては、その実現に向けた国主導での国民理解の促進や、自治体等への主体的な働きかけを抜本強化するため、文献調査受け入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申し入れ等の具体化を進めるといふようになってございます。

この際に、総理から、このページの下から二つ目ですけども、「高レベル放射性廃棄物の最終処分につながるよう、文献調査の実施地域の拡大を目指し、最終処分関係閣僚会議を拡充するなど、政府を挙げてバックエンドの問題に取り組んでいきます」という発言もございました。

これを受けまして、次のスライド11でございますけれども、翌日12月23日に最終処分関係閣僚会議を開催いたしました。改めて、閣僚会議で共有された問題意識をご説明しますと、過去5年間で約160回の説明会を全国で実施してきたけれども、関心を持つ地域というのは、いまだに限定的であること。先行する諸外国の処分地選定プロセスには、この下にも示してありますとおり6件から10件程度の関心地域が出て、そこから順に絞り込んでいるプロセスであるということ。わが国においても、全国のできるだけ多くの地域で文献調査に取り組むことは重要でございますけれども、現在は北海道の2つの自治体以外の調査実施自治体が出てきていないという現状がございます。

課題としては、さまざまな理由が考えられるとは思いますが、大きく3つにまとめていますが、関心自治体へのフルサポート体制であるとか、有望地点の拡大に向けた活動強化とか、政治的決断のバックアップ、こういったところを課題として挙げているものでございます。

次のスライド12ページは、こういった課題認識等を踏まえて、昨年度の審議会等での議論を踏まえて、さらなる取り組みの方向性というふうを示したものでございますが、特に、この時、ここの下の赤枠で囲われているところというのが今回の基本方針（案）の骨格にもなっている部分でもあります。下の3つは、国と関係自治体との協議の場の設置とか、関心地域への国からの段階的な申し入れとか、あるいは、実施主体であるNUMOの体制強化というのは、それまでも審議会等でお示ししているものでありますけれども、特に、下から4つ目、文献調査受け入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、こういったところをどうやって関係省庁で連携して国を挙げてやっていくか、こういったところを具体的に関係省庁と検討調整を1月に行ってきたというものでございまして、次のスライド13ページでございますけれども、本年2月10日に最終処分関係閣僚会議を再度開催

しまして、こちらの取り組みの強化の案を示したというものでございます。

国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で最終処分に向けて取り組んでいくということですが、1ポツ、国を挙げた体制構築ということで、最終処分関係閣僚会議のメンバーを拡充しております。今までは、経産大臣、文科大臣、科学技術担当大臣、それから、総務大臣、そして、官房長官がヘッドでございましたけれども、そこに加えて、この吹き出しに追記させていただきましたけれども、地域課題にしっかりいろんな制度等に詳しく、制度を所管する、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、地方創生担当大臣ということでメンバーを拡充しております。

また、機動的に対応するために、それぞれの省庁の事務方といいますか、関係省庁連絡会議というのを本省の局長級、そして、地方支分部局の連絡会議で、地方支分部局長級というところで会議体を新設して体制を構築するという案でございます。

加えて、その右側ですけれども、先ほどの課題の地方への働きかけの強化をしっかり実行するに当たって、国、NUMO、電力の合同チームの新設、全国行脚というふうにございます。国が主導して、地元電力、NUMOと協働して全国行脚、100以上の自治体を訪問という目標というか、これも掲げておりますけれども、こういった形でしっかりチームを組んで体制を構築して働きかけもやっていきたいというものでございます。

次の2ポツですけれども、今申し上げた全国行脚とともに、全国知事会等の首長さんたちが集まる場を活用させていただきながら情報提供など働きかけを行っていくということ、さらには、そこで全国行脚や、いろんな会議体等を使った働きかけの結果、関心を持っている、あるいは問題意識を持っているという首長さんたちに集まっていただいて、新たな会議体として、国と関係自治体の協議の場の新設というところを考えているところでございます。

これは、まさに、どうしてこの必要な処分、最終処分が各地で進まないのかといった理由、あるいは課題、どういうことをすべきかといったものを国と地方の首長が一緒になって検討していくということを想定しているものでございまして、この場で国からの何か申し入れをこの場で行う、その参加者に対して限定して行うというようなものではございませんので、そこは別途行うという注意書きも書かせていただいているところでございます。

それから、3ポツでありますけれども、関心地域への国からの段階的な申し入れということで、文献調査の受け入れ判断の前段階から、首長だけに限らず、地方関係者、商工会等の経済団体、あるいは、議会、市議会、町議会、村議会等ですけども、こういったところに対して、国からさまざまなレベルで、段階的にいろんな団体等に対して、理解活動の実施をお願いしたり、あるいは、その理解がちゃんと広まってきたら調査の検討などを申し入れるといったことでもございますけれども、当然のことながら、これは全体、地域の理解が大前提ということでございますので、何か強引に押し付けるようなものではないということは念のため申し上げます。

さらに、4ポツ目でもありますけれども、関係府省庁連携による取り組みの強化であります

けれども、文献調査を受け入れていただく自治体等を対象に、関係省庁で連携して最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画、実施をしていくというので、以上がこの取り組みの強化策、基本方針の改定（案）のポイントになっております。

次のスライド14ページですけれども、特に、今最後に申し上げた4ポツですね。関係省庁連携による取り組みのイメージというので、よりイメージが湧きやすくなるようにスライドを1枚入れております。経済産業省を窓口、これは引き続きそうなんですけど、今までと同様ですけれども、文献調査の対象地域の声をしっかり受け止めて、新たに立ち上げる関係府省庁連絡会議および地方支分部局の連絡会議等の場を活用しながら、地域共生施策の企画・実施に取り組むということでございまして、施策の実施に当たっては、最終処分の基本方針に位置付けております電源立地地域対策交付金等を、これはもう既にありますので、これを最大限活用することとしまして、地域の関心やニーズに応じて、関係府省庁とも連携しながら関連分野の支援を図ることとしております。その施策等の分野例は以下のとおりでございまして、今回新たに拡充した閣僚の省庁ともしっかり連携をして、こういった分野で、ニーズに応じてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上を基本方針の改定（案）として、次のスライド15、16に、じゃ、どういうふうに具体的に基本方針を改定するのかといったところのポイントをこちらにまとめております。赤字のところは新たに追加するところ、一部修正しているところもございまして。これを2月10日の閣僚会議にお示しして、現在、パブリックコメントの募集を開始して、国民の声を広く聞いているプロセスでございまして、3月12日まで実施をしております。

また、元の基本方針のものと合わさった見え消し版の基本方針の改定（案）というのを本日の参考資料1に載せてございます。

これが16ページ目まででございます。

それから、次の17ページ、2ポツに入ります。

2019年の「当面の取り組み方針」に基づく活動の進捗状況についてでございまして、次のスライド18ページでございます。

2019年の本ワーキンググループで示した当面の取り組み方針ですけれども、内容はこういったものが並んでおりました。2019年から幅広い世代を含めた理解活動の促進と、より深く知りたいという関心グループに対して、ニーズに応じて情報提供を強化して、その数を増やしていく、あるいは、地域の発展ビジョンづくりを積極的に支援していくということでございます。さらには、文献調査実施を全面的に支援するといったところが書かれているものでございました。

その進捗を幾つかスライドを交えてご紹介、ご報告いたしますと、次の19ページでありますけれども、次世代層による地層処分の理解活動の促進ということで、これは昨年4月のワーキンググループでもご報告したミライブプロジェクトであります。令和4年度は2年目でありますけれども、約90名の大学生が参加して、全国の学生団体と連携して、同世代向けの理解促進活動の拡大を図り、専門家派遣事業と併せて約計1,000名を超える方へ

の理解活動を展開したということでございます。

具体的には、視察も、幌延の深地層研究センター等に視察したり、あるいは学生主体の勉強会をしたり、幾つか学園祭へのブースの出展などをして、専門家を招聘した学生との交流会とか、学生主体のイベントなどの活動を行ってきたということでございます。

次のスライド 20 でございますが、若年層のさらに若く高校生の交流事業というのを今年度行いました。福島県浜通りの高校生 10 名と、北海道寿都町の高校生の 10 名が集まって交流会を実施したと。それぞれ合宿形式で、それぞれ福島県浜通りと寿都町に訪問していただいて地域の現状を視察していただく。それから、ディスカッションをしながら最終報告会での発表資料を取りまとめということございまして、高校生からの成果の報告ですと、やはり高校生の観点で、きちんと会議、いろんな形でご議論いただいて、この課題、全国民が考えなければならない課題であって、知るための環境を整備することが重要であると感じたとか、他人事にしない、特別視しない、先送りしないという意識で議論していくことが求められるといったような提言をいただいたところでもあります。成果報告書としては、もう既にホームページにも掲載しているところでございますが、この場でもご報告をさせていただきます。

次に、21 ページですが、これはよく知りたいという関心グループ、当初 50 程度だったところが継続的にいろんな活動をして、今、全国で 160 の関心グループが勉強会や情報発信などの多様な取り組みを実施しているというところでございます。

さらに 22 ページでございます。今年、先月 2 月 10 日に資源エネルギー庁の主催で、次世代層に地層処分を知っていただくためのシンポジウム「わたしたちの子どものための街づくり～地層処分問題と共創する未来～」を開催いたしました。

当日は、片岡寿都町長、それから高橋神恵内村長の来賓講演、パネルディスカッション、「あなたの街に処分場が来たらどうする？」というテーマでのパネルディスカッションや、2つの分科会を行いまして、対話の場の現状、それから、まちづくりをテーマにシンポジウムを開催したということでございますが、来場者数およびライブ配信視聴者数は約 300 人。これは、残念だったのは、この日、東京で開催したんですけれども、大変な大雪の交通事情で、予定した人数よりは、だいぶ、実際に来た方はちょっと減ってしまったんですけれども 300 人と、それからアーカイブ視聴回数が現時点では延べ 1,400 回以上というところございまして、こういった理解促進活動というものをしっかり引き続きやっていく必要があるんじゃないかというふうにも感じております。

それから、23 ページ目でございます。少し毛色が違いますが、文献調査の実施支援ということで、このワーキンググループでも昨年 9 月にご議論いただいた上で立ち上げた、再開いたしました地層処分技術ワーキンググループでございますが、昨年 11 月と今年 1 月に文献調査の現時点での状況、評価の考え方というのを審議いたしまして、総論と各論、これからさまざまな指摘事項ございましたので、これについてしっかり事務局としてエネ庁と NUMO でしっかり解していきながら、この評価の考え方を取りまとめていくというこ

とで今活動しております。実際、以前のワーキンググループに、また改めて昨年の本ワーキンググループでのご意見も踏まえて、より多くの学会にもお声がけをさせていただいて、推薦、あるいは紹介をいただいて、今こういうメンバーになっていると、ここで審議をしていただいているという状況でございます。

最後、24 ページ目に今の進捗状況をまとめております。上から、幅広い層の理解促進活動は先ほどご紹介したとおりでございますが、引き続き、幅広い全国広報の展開が必要というふうに事務局としては考えております。

また、2 番目、関心グループへの情報提供強化、拡大は初年度から徐々に 80、110、160 と増えているところでございますが、これは例えばウェブ交流会というのを開いて、寿都町長や神恵内村長とじっくり交流する機会をつくっていったり、また、今年 2 月には全国交流会を、コロナでちょっと対面では開いていなかったのを 3 年ぶりに開催するなどして、しっかり関心グループ同士で交流をするなどして理解を深めるということで、こういう草の根の理解促進も大事だろうと思っております。引き続き、この拡大を目指すことが重要と思っております。

3 番目、文献調査の実施支援については、まずは文献調査の実施自治体の拡大を目指すというところでは、前半でご説明をした基本方針改定（案）、これを基に取り組みの強化というのを検討していきたいというところと、これも今ご紹介しました文献調査の適切な取りまとめに向けまして、現在、地層処分技術ワーキンググループにて議論をしているということでございます。

最後、地域の発展ビジョンの具体化への貢献ということですが、寿都町と神恵内村において、文献調査の開始後、対話の場というのを設置いたしました。もう既に、昨年、進捗等をご紹介、ご報告しているところでございますが、これも当初は、「NUMO って誰ですか」、「地層処分事業って何ですか」という、まさにそもそも「この事業は何ですか」というところから質問、あるいはそれにお答えをしていく、ご説明を続けていくというのが 2021 年でしたが、2022 年以降、徐々にまちづくりについても議論が始まっているということでございます。例えば、寿都町では、それまで 1 つの話題について全員で常に同じテーブルだったんですけども、徐々にテーブルごとにディスカッションをするような形というのでもできるようになってきまして、当初よりも活発な議論というのがされるようになってきているところでございますが、他方で、昨年もこのワーキンググループで複数の委員の皆さまからご意見賜りましたけれども、やはり対話の場の立ち上げにおいて、多少の混乱があったこと、これを踏まえて、対話の場の在り方を総括すべきというご意見がございました。

こういったことを踏まえて、事務局としてのご提案ですけれども、このワーキンググループで対話の場の在り方について理解、あるいは総括して、今後の対話の取り組みに生かすことを検討していくのはどうかと思っておるところでございます。

では、最後、まとめまして 26 ページでございませうけれども、以上のご説明を踏まえて、

本日ご議論いただきたいポイントでございますが、1 ポツ、基本方針の改定（案）につきましてご意見をいただければと思っておりますが、特に力を入れるべき点、あるいは留意しておくべき点等、こういったものをご意見いただければと思っております。

また、2 ポツの当面の取り組み方針（2023）の策定とありますけれども、先ほどご説明、ご紹介したとおり、2019 年に本ワーキンググループでまとめた当面の取り組み方針に沿って、取り組みは一定程度進捗していると考えております。一方で、北海道での寿都町、神恵内村の文献調査、あるいは対話の場の活動、それから今回の基本方針の改定作業、こういうのも進む中で取り組むべき項目等を更新、再構築すべきではないかというふうにも考えられます。これらを取り組み方針（2023）として、このワーキンググループでご議論いただいて策定してはどうかというご提案になります。その際、盛り込んでおくべき論点としては、どのようなものがあるかというのをぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

私からは、以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からのご説明を踏まえまして、これから質疑応答および自由討論とさせていただきます。

ご発言、もしくはご質問を希望される場合、オンライン会議システムの手を挙げる機能にて発言表明をしていただきますようお願いいたします。それを拝見いたしまして、順次こちらからご指名をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。

それでは、長谷部委員、それから三井田委員、まずお願いします。

○長谷部委員

ご説明ありがとうございました。金沢大学の長谷部です。口火を切らせていただければと思っ、手を挙げさせていただきました。

基本方針の改定につきましては、国が今まで以上に力を入れるということ盛り込んだものと考えております。やはり、廃棄物処分というのは、私たち全員がエネルギーの恩恵を被っている以上、国を挙げて取り組むのが当然のことなのかなと思いますし、このような取り組みに進めていただければと思います。

今回、説明を伺いまして、関係地域ですとか、関心のある地方自治体とかという言葉がたくさん出てくるんですけども、その掘り起こしの過程が、私、このワーキングに途中から参加したということもあるかもしれないんですけども、何かあまり見えてこないような気がしております、何かもっとフラットに、例えば私たち、大学におりますと、いろんな省庁が例えばこういう分野の研究を進めたい、こういう取り組みを進めたいという時に募集をかけまして、各研究者が手を挙げるようなことをしているんですけども、そういうのを毎年毎年、あるいは半年に1回とかやっておるんですけど、そういう形でフラットに関心のある自治体等を掘り起こせないものかなと、もしくは全ての自治体向けに

何かアンケートと言ったらちょっとおかしい表現かもしれないんですけども、全ての自治体のご意見を吸い上げるような、どこかに行って関心がある方を掘り起こすというのじゃなく、何かもっとフラットな募集というのはできないのかなというように考えておりました。

なので、当面の取り組み方針としましても、何をおいてもやっぱりなすべきだと思うのは、文献調査を受け入れる地域をやっぱり増やすことかと思しますので、それに続くような取り組みとして、そのようなフラットな取り組み募集というのも考えてもいいのではないかなとは思いました。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございます。それでは、三井田委員、お願いいたします。

○三井田委員

すみません、三井田です。

○高橋委員長

お願いします。

○三井田委員

大丈夫ですかね。聞こえていますかね。

○高橋委員長

聞こえています。お願いします。

○三井田委員

はい、すみません。私も事前資料をちょっと読ませていただきまして、基本方針については、先ほど長谷部さんもおっしゃっていただいたように、日本全体の問題であるわけなので、多くの方が問題意識を持ってという、自分事にしていかなきゃいけない中、自治体の自発的な受け入れを待つだけじゃなくて、国のほうで全自治体に知事会とかそういうことに自ら発信していくというのは非常にいいことだと思いますし、そういった形で、いろんな形で進めていっていただきたいなと思いますし、これも先ほどおっしゃっておられましたが、検討のハードルというか、文献調査に行く前段階の話を軽く聞くみたいな形の空気づくりというか。

○高橋委員長

すみません、音声は切れましたか。

○三井田委員

聞こえていますかね。

○高橋委員長

いったん切れました。途中からもう一度お話ししていただけますでしょうか。

○三井田委員

すみません、どの辺からか分からないんですが。

○高橋委員長

1分ぐらい前でしょうか。

○三井田委員

自治体になるべくフラットにという話ありましたが、文献調査前の軽い話をし合えるような展開ができたかなと思っています。

それから、ちょっと広報の在り方、いつも話させていただいているんですけども、先ほどご案内いただいたシンポジウムなんかも、2月に行ったものですね、私、ちょっと拝見させていただいて、非常に興味深い内容でした。惜しむらくは、コンテンツがすごく私的には魅力的だったんですけど、なにぶん、それが視聴が伸びていかないという部分のコンテンツづくりから広報の展開の仕方にももう少し課題があるのかなと思ったので、また私も何かこういういいアイデアがあるよみたいなのがあれば、またご提案したいなと思いました。

最後に、取り組みの自治体の、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、広く伝えていくための発信のやり方、理解活動というのももちろんそうなんですけれども、今起きている2自治体の展開、理解活動を、特に、2の当面の取り組み方針というところの部分で、募るだけじゃなくて、やっていることを水平展開というか、今やっていることを理解活動として展開していくというのも重要だと思いましたので、そこも併せてお伝えしたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、鬼沢委員、それから寿楽委員、お願いいたします。まず、鬼沢委員。

○鬼沢委員

はい、鬼沢です。ありがとうございます。

まず、先ほど来、皆さんおっしゃっていますが、14枚目のスライドの関係省庁による連携って、これは非常にすごく重要なことで良かったなと思うんですが、この下にあります地域共生の分野例ってありますが、これは首都圏以外の他の地域にとっては、ほとんど全部が今抱えている大きな課題じゃないかなと思います。窓口は資源エネルギー庁ではあるんですけども、こういった課題をより地域の方たちにしっかりアピールして、考えるきっかけというのをやはりつくっていただくということがすごく重要じゃないかと思いますし、それと同時に、19、20にあります次世代の人たちへの情報提供とか、やはり自ら自分事として考えるという機会が非常に良かったと思います。

こういうことも、若い世代の人たちが自分の将来の十年後、二十年後の地域について考えるというきっかけになると思いますので、こういった場においても分野の事例というのは提供していくことが重要なんじゃないかなと思います。

それと、1つご質問ですが、高校生との交流というのはとてもいいことだと思いますの

で、今後このようなことをどの程度発展させていく計画があるのかということ、教えていただきたいと思います。

それから、24枚目のスライドの一番下の枠にあります対話の場の在り方について、この振り返りはすごく重要だと思いますし、やはりここから見えてくるものがすごく多いのではないかと思いますので、今後の対話や取り組みにぜひ生かしていただきたいと思いますので、ぜひここは力を入れて実施していただきたいと思っております。

以上です。

○高橋委員長

はい、ありがとうございます。それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

はい、ありがとうございます。寿楽でございます。

今回、基本方針の改定（案）をお示しいただいたわけですが、基本方針の改定というのは、もうほとんど10年前になりますけれども、2013年から議論をしまして、2015年に改定をした際には、このワーキングを19回、その前身の小委員会だった時に2回、合わせて20回以上議論を行って、途中でワーキングから中間取りまとめをしまして、それをこの改定（案）の基礎に反映していただいた経緯がございます。

また、その前、2007年に改定しております際にも、当時の放射性廃棄物小委員会が6回、開催されて検討が行われておりまして、この時にも、やはり中間取りまとめが作成されております。

今回は、関係閣僚会議において、既にこの案が示されて、審議了承されているということになっております。今回については、このワーキングでは、基本方針の改定を念頭に置いた政策見直しに係る議論をしまいでございませぬので、また、そうした議論の取りまとめもしていないということから、ワーキング全体としてどのような認識を政策の見直しに対して持つのかということが取りまとめられていないわけですから、今般の内容が適切かどうかということは、なかなかワーキングとしては、これは判断つきかねる部分があるのではないかなと考えております。

また、関係閣僚会議という閣僚レベルの会議体において、既に審議、了承されているということをお考えますと、仮にこの段階でワーキングから何らかの修正、あるいは加筆の願いを差し上げても、行政手続き上の実情としては、なかなか反映の余地が少ないのではないかなと考えるところです。

個人的には、今、直近、鬼沢委員からもございましたけれども、現在行われております北海道の2つの自治体での文献調査の進捗ならびに対話の場というものの実施状況、これにつきまして、各方面から当然さまざまご指摘、ご意見、あるいは受け止めがあったと考えますので、こういうことを私なりに鑑みますと、独立性のある第三者機関をより適切に、より大きく活用をしまいでございませぬことで、調査や、あるいは場の中立性ですとか、信頼性ですとか、そして、あるいは、参加される皆さん、立場、意見、その他さまざまな社会的な属

性にかかわらず安心して、その議論、対話、学習、そういうものに参加できるという、こういう包摂性、こうしたものを高める方向で政策の手当てをすることが必要だと考えておりました。

しかしながら、本日そういったことを申し上げましても、先ほど申し上げたような、一般のこのプロセスというのがございますので、これも私個人の意見ということにならざるを得ないかと思っております。実際、今回の基本方針の改定において、具体的に何らか反映され得る余地というのは非常に小さいんじゃないかなというふうに、残念に思っているところです。

パブリックコメントも行われているということですが、先ほど、課長から口頭ではご説明ありましたが、前回基本方針改定の議論をした際には、やっぱりパブリックコメントはいつからいつまで実施しているという資料を出していただいておりますし、また、その際の議事録を見ますと、やっぱりその報告を受けております。原子力委員会の意見照会についても、照会を行った公文書を当時は添付くださっておりましたが、今回は、これもこのスライドの資料でそのようなことを行った旨のご報告を受けたのみです。原子力委員会のウェブサイトを見ますと、今週、去る2月28日の定例会議でこちらに対する答申の案が審議されたということが掲載されておりましたが、やはりこういったことは、前回の改定の時には、そういう意見照会、あるいは市民の皆さんからのご意見というものを受けた結果どうだったかというのが示された上で、それをこのワーキングで確認した上で基本方針改定の閣議決定に進んでいたところであります。

こうしたことに鑑みますと、やはりせめてもう一度は、このワーキングをパブリックコメント、あるいは、原子力委員会への意見照会を終えたところで開いていただくということは必要ではないかなと考えております。

政府としては、このように高レベル放射性廃棄物処分の政策の形成、決定の過程、プロセスを変化させているわけでありまして、そういう中で具体的にこれらの意見照会、意見聴取の結果をどのように、また、どういう範囲で反映するお考えなのか。また、実際、政策上の自由度を大きく制限されるような場面で聴取するというところにどういった期待をなさっているのかというのは、改めてご説明を承りたいと思います。

また、こういう変化は、もう既に、これは所与なもので、政府の意思としてそのように変えたということであれば、ワーキングはもはやその政策形成を担う、あるいは、政府に助言を与える主体というよりは、決まった政策に対して施策のレベルでの提言や注意を行ったりですか、実施された政策の結果についてチェックを行って、次の政策見直しに際しての参考となるような情報を与えるという、こういうことが主にならざるを得ないのではないかと考えます。

そうであるならば、今般、当面の取り組み方針（2023）について、審議してほしい旨、先ほど課長からもお話ありましたが、私の考えでは、このワーキングがこの取り組み方針の策定主体となるということは、もはや適当ではなくなっているのではないかと

など考えます。むしろ、政府、NUMOの権限と責任において、立案、決定いただいて、その内容に対して助言を与えつつ、しかるべき期間ごとに、例えば定期的な評価を行って、実施状況を確認して、必要に応じて再び助言、注意を与える、あるいは、その評価の結果を広く社会に示して、政府の行政あるいはNUMOの事業に対する説明責任を果たす上で役立てていただくと、こういうことがむしろ適当なのではないかなと思います。

そうした場合には、恐らく当ワーキンググループは、随時ではなくて定期的に期間を区切って開催をして、政府、NUMOから報告を受けるのはもちろんですが、こちら先ほどもご意見ありましたように、関係当事者の皆さん、時には批判的な見解ですとか、非常に困った目に遭っておられると、そういうようなお考えをお持ちの方も含めて、あるいは研究者ですとか、ジャーナリスト、報道関係の皆さんのご意見なども含めて広く聴取した上でワーキングが評価や助言を行うと。それを次の政策サイクルに生かすと。さらに、こうしたPDCAのいわゆるサイクル全体を、原子力委員会に設置されている放射性廃棄物専門部会によって重ねてチェックしていただくことで、独立の立場からの監督も行っていただくということで、この政策立案、実施の適切性を重ねて担保すると、こういったようなことが必要ではないかなと思います。

こうしたことを私、今回考えておまして、今回の基本方針の改定（案）ならびに今後の当面の取り組み方針策定について、本日、席上で何らか見解を示すですとか、あるいは、責任ある形ですとするのには、いささかちゅうちょを感じますので、まず、ただ今申し述べました懸念事項についてご回答いただいて、また、できますれば次回のワーキングを遠からぬ時期に開催していただいて、その場で折り入って審議した上で助言差し上げることが適切かなと考えているところです。

以上でございます。長くなりまして失礼いたしました。

○高橋委員長

とんでもないです。どうもありがとうございました。

それでは、次が吉田委員、高野委員、伊藤委員の順番でお願いします。

○吉田委員

はい、吉田です。聞こえますでしょうか。

○高橋委員長

聞こえております。

○吉田委員

すみません。何かUnknown Userになっているみたいで、ちょっとリアクションで手を挙げる機能がうまくいっていなかったみたいで、ちょっとそれでチャットした次第です。すみません。

基本方針の改定ということについてですが、これまでの進めてきたやり方で基本ボトムアップといいますか、草の根的な運動とか、そういったものも踏まえて、かなり裾野の広がりやいろいろな研究グループなんかの増加も含めて、それが生じてきたというのは、私

もいろいろ参加させてもらって感じております。

そういう中で、今回、先ほど下堀課長さんからも話がありましたが、寿都、神恵内の2カ所から、さらに他の自治体への広がり、行かないのかという、それはなぜなのかと、そういう議論は地元あるいは関係者の方々とも私なりにのご議論をさせていただいた時に、情報の展開がどうしても少ないといいますか、情報ソースが少ないという感じになるのかもしれませんが、どうしても当事者だけで対応してしまっているところがあるんだろうなと思います。

そういう中で、今回、2023 という形で国がまず前面に出るということで、その展開といいますか、新たなてこ入れと言ったら一般用語になってしまいますけど、特に、13 枚目でしたかありました、自治体の首長さんと直接話をしていくという2番目ですよ、こういった協議の場を新設するというのは、ある意味、重要な観点が加わったのかなと思いました。

それを進めるに当たっては、これも下堀課長さんが言われていましたが、申し入れとかそういった形に誤解されないように、要は、首長さんレベルでこの問題を自治体あるいは国レベルといいますか、高所から考えていただくというきっかけになるということで、例えばここにはNUMOとか大学関係者とか、そういう方々も参加されるかもしれませんが、そういう方々がお話をするというよりは、寿都、神恵内の町長さん辺りに直接、何が問題なのか、なぜこういった文献調査を受け入れてきたのかと、そういったことを直接語っていただいて、それを共有される、いわゆる首長さんレベルでの課題とか思いを共有するというような形のほうがいいのではないかなと思った次第です。

もちろん他のいろいろここに掲げてあります1、2、3、4といった内容について、もちろん重要ではあるんですが、これらを全てNUMOとかそういったものでやるとなると、これは非常に重荷といいますので、裾野の展開ならびに首長さんレベルの挟み撃ちと言ったらあれですけど、そういったアプローチというのは非常に重要ではないかなと思って聞かせてもらいました。

さらに、14 枚目にもありましたが、私が所属しているような大学における教育という観点で申し上げれば、実際、この事業というのは、息の長いといいますか持続性が非常に重要になる問題でもありますので、かつ、そこにおける人材育成、教育、情報共有ですね、技術のクオリティーの維持も含めてですが、そういう意味では、やっぱり国の研究機関だけでなく、大学とかの中でもそういう関係分野の研究等もできれば広がりを持っていかせるような形があるといいかなと思う次第です。

実際、今、大学には、もう原子力関係がなくなり、例えば地球科学関係で言えば鉱床学とかそういう資源関係もなくなって、結局、そうすると、5年もしないうちに人がいなくなるということは実感しています。そういった状況の中で地層処分という分野をこれから2世代、3世代、あるいはそれ以上かもしれませんが、どういう形で人口少子化という中で維持していくのか。そういう意味では、ただ単に国の研究機関、そこに大学が含まれる

のかもしれませんが、もう少しそういう具体的なアプローチというのを入れて、例えばですけど、現在、大学の中では寄付講座とかそういったアプローチもありますので、それを具体的に展開するというようなこともやってもいいのかもしれないと思った次第です。

一方、この2023の基本方針に関しては、そういう意味では進めるべきだと思ふ面、その承認の仕方というんですかね、それは今まさに寿楽先生が言われたような形での、われわれのワーキンググループでのどういう形でのそれを承認というのか、ハンドリングしていくのかというのは、1ワーキンググループのメンバーとして取り組んではいくんですが、その了承のシステムについては、そこは私の専門でもないというところもありますので、ぜひそこはより多くの人たちにも変更する、改定するということをきちっと了解していただくような仕組みというのを、もう少し丁寧にやってもいいのかもしれないと思った次第です。

私からは以上です。よろしくをお願いします。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

はい、高野です。私からは、改定（案）に示された新しい取り組みについて、まず、コメントをいたします。

国、NUMO、電力会社の合同チームによる個別の首長訪問も、国と関係自治体との協議の場も、事前の説明によれば、自治体名の公表に非常に慎重あるいは非公開という話を聞きました。それならばやるべきではないと思います。

交付金に誘導された首長が住民への説明なしに、国とコソコソ秘密裏にまちづくりの相談に乗るのは、密室の意思決定であり、非民主的であると思います。この事業は、地域社会から信頼されないと先に進まないということをいまだに国は学んでいないのではないかと考えます。信頼を得るためにやるのなら、最初からフルオープンでやるべきで、それができないのならやるべきではないと思います。

関心地域への国からの段階的な申し入れも、地方議員、あるいは、経済団体などの地域の一部の有力者だけに応募の働きかけを行うことは、それに関われない多くの地元住民には不信を植え付けるだけです。一部勢力への働きかけや、利益誘導を強化するような政策手法ではなく、地域住民の透明で公開性の高い参加と熟議に基づいた意思決定の枠組みを保障すべきです。

結局、改定（案）に示された新しい取り組みは、寿都町の地域住民の分断という悲劇から何も学んでいないと言えます。交付金に誘導された首長が、地方議員など一部の人とだけ密室で話し合い、住民への説明なしに突然、文献調査へ応募をしたことが寿都町の分断を招きました。新しい取り組みによる選定プロセスの加速化は、寿都町で生じた地域社会の分断という悲劇を他の地域でも拡大させるものであり、強く反対します。

その次に、改定（案）では、国や政府の責任で最終処分に向けて取り組んでいくと記述

されていますが、ここで言う政府の責任とはいかなるものなのでしょうか。交付金に誘導された首長による独断専行の応募が可能な現在の制度では、交付金目当ての首長が一方的に応募したという住民感情を拭い去ることはできず、それが寿都町のような地域社会の分断につながってしまいます。

事実、寿都町では、文献調査の賛成派と反対派に分かれたことで、住民同士があいさつをしなくなったり、核のごみの話を避けようと会話が減ったり、お互いのお店に行かなくなったりと、豊かなコミュニティーの絆は破壊されました。寿都町民からは、「政府の責任と言うのなら、コミュニティーの分断による精神的な苦痛を受けた自分たちに賠償でもしてくれるのか」という声も聞いています。政府の責任と言うのであれば、既に政策の失敗によって地域の分断が起こり、精神的苦痛を受けた寿都の住民に対して、まずは謝罪をすることから始めるべきではないでしょうか。それができないのなら、政府の責任とは何なのでしょうか。選定プロセスの加速化により地域社会の分断が他の地域にも飛び火してしまったら、その責任をどう取るおつもりなのか、お答え願いたいと思います。

関連して、初めての文献調査から私たちが得た教訓とは、地域社会に分断が起こっているにもかかわらず、調査の進行をそのまま放置してしまっただけではいけないということだと思います。

従って、調査の進行や対話の場の運営に対して、地域住民が不満や改善や要望を述べることができ、それに応答し、NUMOや自治体に対策を指示するような、そのような第三者的な監視機関をこれから設置すべきだと思います。もちろん、この監視組織は、経産省やNUMO、さらには当該自治体から独立していなければなりません。

基本方針には、調査の評価機関として原子力委員会が言及されていますが、今まで独立的な評価組織として機能しているようには見えず、また、原子力業界からの独立性について信頼が確立されているとは言い難いと思います。

従って、別途、文献調査に対する独立性と専門性の高い監視組織を設置すべきだと思いますが、この意見に対するご回答を要請したいと思います。

次に、対話の場の総括が資料に明記されていますが、これはどの組織がいつどのように実施するのでしょうか。経産省やNUMOが自ら実施したり、あるいは、自分たちが指名したメンバーのみで構成される組織で実施しても、お手盛りのセルフ検証になってしまうという批判は免れ得ないと思います。

従って、例えばこのワーキンググループの公論形成の専門家に加え、学術家や法曹界、市民団体などから推薦を募るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、総括をする際には、対話の場に批判的な寿都や神恵内の住民が経産省やNUMOに直接会って、公開の場で意見を述べる機会を保障すべきだと思います。どのように総括を進めようと考えているのかお伺いいたします。

最後に、改定（案）の作成のプロセスについて抗議をしたいと思います。放射性廃棄物ワーキンググループは、高レベル放射性廃棄物の最終処分の在り方や進め方について審議

を行うのが使命のはずです。ところが、今回の改定（案）作成プロセスでは、ワーキンググループで議論のないまま改定（案）が最終処分関係閣僚会議で取りまとめられました。閣僚会議で既に了承を得られた内容についてコメントをするのがこのワーキンググループの役割なのでしょうか。私は順番が逆だと思います。これではワーキンググループの存在意義を否定されているのに等しく、私は委員として強い当惑と憤りを感じました。今回の改定（案）作成プロセスに関する高橋委員長の見解をお伺いしたいと思います。

また、こうなってしまった以上、仮にこの改定（案）が閣議決定されても、改定（案）についてのワーキンググループでの審議が不十分だったために、手続き上の正当性が低下したと表明することがこのワーキンググループでやるべきことだと思います。そのような表明をすることに対して、委員の採決を求めることを委員長に要請したいと思います。

コメントは以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

はい、ありがとうございます。私から大きく2点コメントを申し上げたいと思います。

1点目は、資料の13ページに関わるところでありまして、国による有望地点の拡大に向けた活動強化に関する部分です。既に、他の委員からもご発言がございましたけれども、今回、国と関係自治体との協議の場を新設するという方針が示されたことは、かなり大きな展開だと理解しております。

その際、やはりこういった場に参加をしていただく自治体、あるいは、首長さんに対する心理的、あるいは、社会的な負担感を軽減するということが必要ではないかと考えています。

もちろん、その会議は、できれば公開ということは確かに望ましいとは思いますが、公開することによって、その自治体の立場が公になることによって、首長や、あるいは住民の方含めて、さまざまなプレッシャーがかかるというような事態はできれば避けたほうが良いと個人的には考えております。

そのため、こういった協議の場をつくって、関係する自治体、関心がある自治体と協議を進めるに当たっては、国は細心の注意を払って、その自治体の立場をきちんと理解した上で対応すべきだと考えております。

関連いたしまして、左側に国から首長への直接的な働きかけの強化というところがございます。これは、非常にこちらも重要な取り組みだというふうに理解しておりまして、特に、今後さまざまなプロセスを展開していく上では、関心を持った自治体と近隣自治体の関係、あるいは、関心自治体が存在する広域自治体の意見との最終的な調整が非常に重要になってくると思われれます。各段階での自治体の対応、あるいは、意見をどう丁寧に取り上げ、合意形成していくかという面でも、特に、全国知事会をはじめとする広域自治体の団体に対する理解、協力の要請というのが非常に重要ではないかと考えております。

2点目は、対話の場の運用に関わる場所です。スライドで言いますと、20ページや22ページの辺りです。こちらでご紹介いただいた、特に若年層を対象とした交流事業、あるいは、理解促進活動というのは非常に重要だと考えていますし、これから拡充して、さらに地域の将来像と結び付けて議論をしていくべきだと考えています。

現在、人口減少が進む中で、各地の自治体、これは科学的特性マップの存在にかかわらず、各地の自治体は非常に困難に直面しています。人口減少が進む中で、地域の将来像が見えず、若者が大都市圏、特に東京圏に流出するという状況が続いている中では、地域の将来像をきちんと立て直す、あるいは構築するためにも、こうした対話の場の機会、あるいは交流事業の機会を、地域づくりにきちんと有機的に結び付けていくという取り組みが必要だと考えております。

その面でも、この高校生を対象とした事業ですとか、あるいは、私たちの子どもためのまちづくりという取り組みは非常に重要だと考えておりますので、この部分を拡充することによって、地域が将来像を描きやすい体制をバックアップできるような形で対話の場、あるいは、さまざまな理解促進活動、さらには、地域に対する働きかけを有機的に結び付けていくということが求められると思います。

私からは以上です。

○高橋委員長

伊藤委員、どうもありがとうございました。それでは、徳永委員、そして、村上委員、お願いいたします。

○徳永委員

はい、ありがとうございます。徳永でございます。

私からは、1点でございますが、さまざまなことで考え方を確認しながら進めるということを行うんだと思います。基本方針の改定もそうだと思いますし、当面の取り組み方針の策定というのもそうだというふうに認識します。

これは、ただ一方で、放射性廃棄物処分というのは、非常に長い間いろいろ丁寧にやっていくということなので、落ち着いて考えていくこともすごく大事だと思います。何かが変わったからすぐに変えるということではなく、どういうことを目的にして、何をやってきていて、それがどれぐらい実現できたんですかというようなことを精査するということが大変だと考えるわけです。

例えば、具体的な事例一つを挙げるとすると、例えば18ページのところに、当時、このような取り組みを考えますというふうになりました。例えば、フェーズ2のところで、より深く知りたいグループの数をこの程度にしましょうという目標を立てましたということですね。それに対して24ページのところで、それは実現できました。なので、これは上から2つ目ですけども、実現できました、引き続き拡大を目指しますという整理にとどまらず、その中でどんなようなことが行われ、それは何が良いところがあって、どういうところに

課題があったのかというようなことを実際にやっている人たちにおいてもきちっとした精査をし、評価をするということが不可欠だと考えます。

かつ、時間は進んでいるので、当時考えていたことのわれわれの理解、もしくは、社会の状況に応じて設定した問題と、われわれが今考える問題の課題の位置付けも変わってくる可能性があるという認識を持つので、そういう中できちっと1回評価をし、立ち止まって考え、良ければそれをそのまま続けるし、修正することがあれば修正をしましょうと、場合によっては、いま一度、一步後ろへ下がってもう一回考え直しますというようなことも含めてやりますというような整理を丁寧に行っていくということが、この事業を長期間にわたって安定して行い、かつ、社会の中で実現していくということで非常に重要なことだと考えます。

ですから、当面の取り組み方針の策定について、今後われわれが議論できるということがあるとした場合には、そのような観点からどういう実態があり、何が実現できていて、目標のどの部分が課題であり、社会はどう変わっているのか、何を今後考えていくんですかというような観点からの議論をするということは、私は非常に前向きに物事を進められるのではないかと期待があり、ぜひそのような観点からのご準備と検討をしていただけるとわれわれとしても非常にありがたいかなと考える次第です。

私からは以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員

はい、村上です。

最初に、今回の基本方針の策定プロセスについて、寿楽委員、それから高野委員からのご説明やご意見を伺って、「ああ、問題があるのだ」ということを理解しました。政府が原子力に関する政策の検討プロセスを変化させつつ、加速化させていることへの懸念については、私も運転期間の延長や新設の問題で大いに感じていたことであり、政府の、このワーキングで言えば、このワーキングの進め方についての丁寧なご説明を私からもお願いしたいなと思います。

ただ、今日の委員会のために発言内容は考えてきているので、こちらでも発言しておきたいと思います。

まず、高校生の交流事業の感想ですが、原発立地自治体と寿都の若者たちの交流事業ということで、とても思い切った企画ですごいなというふうに関心を感じ、報告書も拝見しました。まだ全て見ることはできていませんが、新聞記事で目に止まったエピソードを紹介させていただきますと、44 ページに掲載されているんですけれども、「核のごみ、自分事」という記事があって、参加した高校生たちが、地元漁業者の理解が得られていない中で、ALPS処理水の海洋放出方針を決定したことを例に挙げて、「国や企業の一貫性のない取り組みが問題ではないかと指摘、その上で、国や企業と地元住民がコミュニケーションを図

り、信頼関係を築いていくことが重要と主張した」ということが紹介されていました。地元漁業者さんのお話を聞く場を設けるなど、多面的にこの課題、現状を把握できるようなプログラムになっていることは素晴らしいと思った一方で、この発表に対して、参加されていた国や企業の皆さんは、その後、どのような応答をされたのかということなどを伺えればと思いました。

それから、資料についての質問ですが、12 ページの赤枠の2点目に、「国と関係自治体との協議の場の設置」というのが書かれていて、立地自治体との協議の場であるということは、誤報であることは先のメールでいただいて理解したんですけども、具体的なイメージがちょっと湧かなかったので、どういう自治体が参加するのか、どれくらいの規模感なのかというようなことも含め、イメージを聞かせていただきたいと思いました。

それから、2点目は、基本方針の改定（案）の追記された内容の部分です。15 ページに、「相互理解を深めるための地域の体制を構築する」とありますが、これもどのような体制なのかというのを伺えればと思います。

それから、23 ページの取り組み方針の見直しについてですけども、「対話の場の在り方について振り返り、総括し、今後の対話、取り組みに生かすことを検討」と記載されていることには賛成します。重要だと思います。先日ご案内いただいたシンポジウムの分科会も動画を拝見し、神恵内村と寿都町の担当職員とファシリテーターの4名の方がお話しされていたのを伺うことができました。神恵内村のファシリテーターさんからの報告では、最初は誰もが不安を抱えての参加だったけれども、その不安を共有することからスタートして、丁寧にプロセスをつくっていったことで非常にどんどん自由に話せる場になっていったということが伺えましたし、また、自治体の職員さんからは、文献調査は交付金が入ることだけではなくて、地域の地質や歴史などをしっかり調べて共有することができるので、それが村の今後を考える良い財産になるというような発言があったのもとても印象的でした。

ただ一方で、このような壇の上にはいない人たち、例えば先ほども指摘されていましたが、対話の場に参加していない市民や、それによって他の方との関係性が変わってしまったとか、そういうような方々もいらっしゃる、そんなさまざまな方々の声も把握した上で、この2地域の対話の場を多面的に振り返ることで、これまで何度も述べてきましたが、対話の場の設置主体の在り方とか、その進め方など、続く自治体へのガイドラインのようなものを作ればよいのではないかと思います。

最後に、もう1点だけ、すみません。冒頭、紹介したALPS処理水の海洋放出に関しては、実は、昨年12月に現地訪問をする機会をいただいたんですけども、そこで政府は理解が得られるまでは処分はしないと約束しているにもかかわらず、理解が得られたかどうか何を指標に判断するのか、という質問に関しては明らかになっていないというふうに伺いました。これだと政府は、放出に対して理解が得られたということが判断もできなければ、説明責任を果たせないのではないかと感じました。本件の地域の理解というのも同

じことが言えるのではないかと考えておまして、この点についても、きちんと議論もしていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。これで一当たり委員の先生方にはコメントをいただいたと思います。私の名前も出していただきました。この点についてはまず事務局からコメントをいただいた上で、私のほうから申し上げたいと思います。

○下堀放射性廃棄物対策課長

はい、さまざまなお意見をいただきましてありがとうございました。答えていきたいと思っております。

まず、長谷部委員から、掘り起こしの過程が見えてこない、もっとフラットにというお話がございました。なかなかこれは、もう過去からの、例えば高知県の東洋町で手を挙げたけれども、その後、取り下げたというような過去の経緯等々から、フラットにお声がけすることは、もちろん今でも公募を行っています。NUMOのほうで公募を行っていますけれども、なかなかそこに手が挙がらないという現状で、もっとどういうことができるかというのを検討してきたというところで今の方法がありまして、全ての自治体にアンケートをとということもありましたけれども、自治体には声をかけて、自治体説明会などは、事務方には毎年、今年もやっておりますけれども、地域の声なども聞きながら、こういった形で関心を持ってもらえるか、手を挙げていただけるか、あるいは国からの申し入れを受け入れていただくかというのは、引き続きしっかりコミュニケーションを取っていきたいと考えております。

三井田委員から、もっとフラットに気軽に自治体が手を挙げられるようにというところがありましたけど、まさに、まず文献調査に応募していただく前に、まず関心を持っていただくことが大事だと思っていますので、そういった意味ではいろんな情報に触れられるように、自治体等への情報提供を強化していくというところが、今回の対策強化（案）のポイントになっているところでございます。

シンポジウムについても、広報の在り方とか、しっかりご指摘いただいたので、ご指摘を踏まえて今後検討していきたいと思っております。情報発信のやり方、あるいは、やっていることの水平展開も重要というのもご指摘のとおりだと思いますので、そういったことも含めて、しっかり、例えば先ほどの幾つか質問も出ていた国と地方の協議会、こういった場でも、まず、全国知事会等の、あるいは全国行脚等でこういう状況になっていますというのをご説明する機会を増やすとともに、より関心を持っていただいた方には、より深く、寿都町や神恵内村でこういったことが起きているのかというところの展開も含めて、しっかり情報共有とか、水平展開というのも留意しながら進めていきたいと考えております。

鬼沢委員からは、地域共生施策等の分野例のことについてご指摘がありました。今回、関係省庁とも協議をした上で、こういう例を示させていただいて、何らかの参考にはなる

のではないかと考えておりますけれども、他方で、これ、やっぱり、全ての課題が大事というご指摘もありましたが、一方で、それぞれの地域、地域には、それぞれの地域の実情に応じたいろんな課題、優先順位とかもあると思いますので、しっかりお声を聞いて、優先順位の高いところから取り組めるように、そこはメリハリを付けながら、どんなサポートができるかというのを地域の実情、声に応じて検討していくものかと考えております。

高校生の取り組みをどう発展させていくかのというのがございました。しっかり若年層へのこの理解活動、大変重要だと思っておりますので、何らかの形で続けたいと思っておりますけれども、この形がいいのか、先ほど村上委員からもご紹介もありまして、大変ありがたいご紹介でしたけれども、それとももっと工夫ができるのかというのは、エネ庁としてもしっかり考えていきたいと思っております。

対話の場の在り方の重要性、これは複数の委員からありました。しっかり総括、振り返りは力を入れてやっていきたいと思っております。

寿楽委員からコメントございました。それから、高野委員、村上委員はじめですね。このプロセスですね。基本方針改定（案）のプロセスが過去と異なるのではないかとというようなコメントございました。ご指摘ありがとうございます。

改定の内容自体は、今日前半でご説明したように、去年の議論やご意見、それからメールでの意見照会等をさせていただいた内容、これを踏襲するような形としているつもりでございます。ただ、本件に関するワーキンググループとの前後関係のご指摘、過去と異なるのではないかとのご指摘については、しっかりと受け止めさせていただいて、今後の本ワーキンググループの運営に生かしていきたいと思っております。

その上で、中身なんですけれども、対策の強化といったところを、ここはあくまで基本方針であって、まさに今もパブリックコメント中ではありますけれども、委員からのご指摘を踏まえて、これを具体的にどうやっていくかがむしろ肝だと事務局としても思っております。そういった意味で、当面の取り組み方針（2019）ありましたけれども、そこで決めたこと、基本方針の改定の、特に、他からもご指摘ありました寿都町、神恵内村の現状、こういったところも踏まえて、しっかりそれを、具体的にこれをどうするのか、今日も他でもご質問をいただきましたけれども、そういったものをもう少し基本方針のこれだけじゃなくて、この具体的なやり方含めて委員の皆さまのご意見をいただきながら、より具体的にしていく、明らかにしていく、それを、意見を踏まえた上で具体的な取り組み方針としてまとめるということが大事じゃないかなというふうに事務局としては思っております。そういった意味で、この取り組み方針についてどんな視点、他の委員からも複数の意見、既にいただいておりますけれども、ここを少し丁寧に、いただいた意見を踏まえて検討していきたいと思っておりますので、寿楽委員からは、そういった話がないのご意見をいただけないということでございましたけれども、ぜひ寿楽委員からも具体的なご意見、今後の取り組み方針等に係るご意見というのをいただければと思っております。

それから、吉田委員でございますが、いろんな大学を含めた人材育成ですかね。寄付講

座の展開とか、具体的なご提案がありましたけれども、ご意見を踏まえて、ちょっとどういったことができるか検討していきたいと思います。

高野委員からありました、まず、個別全国行脚、それから、協議の場というのは公表に慎重だというのが、これは事前のご説明の時にそういうやりとりをさせていただいたんですけども、まさにどういうふうに進めるかというのを、われわれとしても当面の取り組み方針の中でももう少し具体的に示しながら、どういった形で進めればいいのかというのを、もちろん事務局として思っているイメージはありますけれども、それをちゃんと議論させていただいて明文化していくとか、そのプロセスが大事だと思っております、そこでしっかりご意見いただいた上で示していければと思っておりますが、ただ、全国行脚とか協議会、これに参加することによって、これは少し関心があるから知りたいといった方も、あるいは、本気で文献調査を考えている方も、全く公表されることによって、この自治体には文献調査が来るんじゃないか、あるいは処分場が来るんじゃないか、あるいは国から押し付けられるんじゃないかという、そういったご批判すぐに起こることが容易に想像できるわけで、そういった形で首長の皆さま、あるいは自治体の皆さまにご迷惑をかけるのは全く本意ではないということをございまして、そうならないように、高野委員からの密室で話をすることはやめるべきだというご指摘はありましたが、やはりそれは、対外的に自分の自治体名であったり、名前が公表されることでなかなか議論しにくい、そういったことで、先ほど国の、政府の責任とは何だというお話もありましたけど、まさに、この高レベル放射性廃棄物が実際に存在するという中で、それをどういうふうに分する、最終処分法に従って、われわれの世代でこれをしっかり取り組んでいく、ここがまさに政府の責任だと思っておりますので、そういった形でどうやったらこれが前に進むのかというのをしっかり引き続き専門家の委員の皆さまのご意見をいただきながら考えていきたい、改善すべきところがあれば改善していきたいと思っておりますので、そういった考えもあるということをご説明をさせていただきます。

それから、寿都町のことについて分断があるじゃないかとか、幾つかいただきましたけれども、いただいたご意見を踏まえつつ、今後の取り組み方針の中で、この総括、どこで議論するのか、どうやって議論するのかとありました。本ワーキンググループにおいて、まさに対話の場、寿都町と神恵内村の文献調査に関して立ち上げられた対話の場でございますので、このワーキンググループにおいて検証したいと思っておりますが、地域の皆さまの声をどうやって拾っていくのかというのは、地域の役場の皆さま、あるいは、中立的な立場で取り組んでいらっしゃるファシリテーターの皆さま等々、いろんなご意見をできるだけ入れられるようにしながら総括に臨みたいと思っております。

そして、それからその他、もしかしたら全部に答えられていないかもしれませんが、総括をしていく対話の場等の振り返りの中で、そこは検討してまいりたいと思っております。

伊藤委員からは、首長に負担のないように運営に留意していただきたいというコメントがありました。おっしゃるとおりだと思いますので、いや、オープンというのは、先ほど

も少し申し上げましたが、なかなか全部をオープンにするというのも、これは難しいので、他方で、名前とか自治体名をオープンにすることは難しいけれども、どういう議論があったかとか、そこというのはもしかしたら対外的に個別の自治体が分からない形でのオープンにしていく方法というのは、もしかしたらあるかもしれませんので、そういったところも論点にしながらかちょっとご意見をいただいて、具体的に進めていきたいと思います。

それから、徳永委員からも、まさに評価、立ち止まって、時には戻りながら、しっかり丁寧やっていくことが重要というのはおっしゃるとおりだと思いますので、そういった姿勢でしっかり臨みたいと思います。

村上委員から幾つかありましたが、協議の場の具体的なイメージとありました。事務局として、現在考えているところは、広く全国行脚、それから全国知事会等の首長が集まる場、こういったところで情報提供や働きかけをして、どうですかと。より深く知りたい、あるいは問題意識を持ってこれを国に言いたいとか、そういった方々がいらっしゃれば、ぜひエネ庁にお声がけくださいということで、よろしければそういった問題意識や関心を持った方々にちょっと集まっていたいただいて、実際に国と地域、地方の首長で一緒になってこの問題をどうすればいいか、どうやったら進むかというのを考えるような、そういった場などを今検討している、そういうのをイメージしながら検討をしているというところでございます。

それから、15 ページにあった地域の体制、理解促進活動のための体制の構築のご質問ありましたけど、これは地域のお声をしっかり受け止めるべく、NUMOのほうでも、これはまた国と電力会社とも連携しながらですけども、相互理解を深めるための地域の、これは主語が「機構は」となっておりますので、NUMOは地域の体制を構築する、それは国と電力事業者とのしっかり連携をした上でそういった体制を構築するということが検討するというところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局の回答を踏まえて、私の考え方を申し上げたいと思います。

基本方針の改定の性格も、改定の仕方、その中身もさまざまだと思います。かつ、その性格に対応して、審議会の関与の仕方も、その場面で場さまざまと私自身は思っております。

今回の改定を、私なりに理解しますと、一つは、地域づくりとかまちづくりに関与している他の省庁を巻き込んだ取り組みをすることであり、そういう意味では関係関係会議の構成メンバーは拡大するし、連絡会議も設置すること大きなポイントだったと思います。

ただ、私もさまざまところで調整過程を仄聞しておりますが、府省間の調整は難しいところがあって、情報が先に出てしまいますと取りまとめに難しいところもあるのかなと思っております。

そういう意味で、最終的な調整が済んだところで公になることには、やむを得なかった点があるのではないか。逆に、その点を空洞化させないこと。日本全国広いですから、経産省、経産局だけでなく、他の省庁を巻き込んでプロジェクトチームでもつくって頂く、各府省のそのプロジェクトチーム担当者と一緒に回って、地域に働きかけしていただくぐらいの実質的な取り組みになってほしいと、私自身は思っています。その辺はリーダーシップを取っている経産省にお願いしたいと思っています。

それ以外の改定につきましては、事務局から説明がございましたように、今までの議論の一つの延長線上にあると思います。国の主体的な取り組みを国として実施するというところでございますので、これまでの取り組みの議論の延長線上であったのではないかと。ただ、高野委員がおっしゃったように、そのやり方については議論がある。そこは先ほど事務局から23年の取り組み方針の段階において議論をしたいと言っていたいただきましたので、その段階においてワーキングとしても関与していきたいと思っています。

そういう意味で、私自身としては、これから議論すべきところはあると思っております。他方、採決に関しては、というのは、審議会の運営の仕方としてはイレギュラーでございますし、私の今申し上げた認識からすると、採決するまでのものではないというのが私の見解でございます。

もともと、高野委員からは、根本的な地域づくり、まちづくりについてのご見識をご披露いただいた上で、これまでの取り組みに対する鋭いご指摘いただいたことを、それから、寿楽委員からわれわれの関与の在り方についてもご指摘をいただき、村上委員からもご質問いただいたということ、テイクノートして頂きたい。事務局には、そのことを座長としてお願いするという事で議事をまとめさせていただければありがたいと思います。

何か、それ以上にご指摘あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、じゃ、高野委員、どうぞ。

○高野委員

はい、ありがとうございます。まず、対話の場の総括をどういうふうに行うのかということに関してご説明いただきました。ありがとうございます。

それで、ちょっと気になったのは、このワーキンググループで行うということなんですか、けれども、それ以外にも、例えば地域の役場ですとか、あるいは対話の場のファシリテーターというところとも絡めてとおっしゃいましたけれども、問題なのは、特に寿都町で、地域の役場が、基本的には構成員、対話の場の構成員を指名したために、結局それに不満を持って反対派の人たちは入らなかったという構造があるわけですね。そうしたファシリテーターも信頼されていないという状況があります。私も何度も寿都に行っていますけれども、そういう声は聞いております。ですので、その地域の役場ですとかファシリテーターとか、そこだけじゃなくて、例えば本ワーキンググループで、その中心で総括をするというのであれば、例えばワーキンググループの委員が例えば寿都のこういう人たちの意見を聞いたほうが良いというような形で、何か推薦をできるような、そういうような仕組み

を政府に保障してほしいと思います。私自身、寿都にいながら、もしこういう対話の場の総括があったら、ぜひ発言したいというような住民の声を頂いております。ですので、そのような仕組みというものを保障していただければと思います。

あと、もう一つ、採決はしないということで、イレギュラーというお話あったんですけども、そもそもこの審議会の運営の内部の規定ですね、誰が例えば議案を出せるのかという、そういう権限ですとか、あるいは、その議案に対してどのように採決をされたら、例えばその議案は成立したのか、あるいは、それは過半数なのか3分の2なのかとか、そういう具体的な何か内部規定が曖昧なままだと、何かこの審議会の議論というものが非常に何か曖昧のまま進んでしまっている気がします。ですので、私は、できればそういう今後の審議会の運営として、もう少し内部の規定をしっかりとしてほしいということは事務局のほうに要望したいと思います。

以上です。

○高橋委員長

はい。寿楽委員も手を挙げられていますね。じゃ、寿楽委員どうぞ。

○寿楽委員

はい、申し訳ありません。手短にですけれども、委員長がおまとめくださったようなところで、それはよく理解しますけれども、これはやはり基本方針の改定というのは、あまりそうそう頻繁になされるものでもありませんし、閣議決定される大変重いものですので、それに対してせっかく見直しを加えるのであれば、今回、書かれた部分については、私、何か特別意見があるというよりは、書かれなかった、書き加えられなかった、あるいは修正されなかったところに気になるところがあるわけなんです。いわゆる、国が前面に立つという国の役割の部分、それは強化する方向でいろいろ手を加えていただくのは別にそれは可としたいと思います。その調整がいろいろ機微な部分があるというのは、委員長ご指摘のとおりだと思いますけれども、例えば、この第三者評価、第三者機関の活用ですとか、あるいは、やはりNUMOの役割に係る部分ですね。こうしたところというのは、われわれの前回の取りまとめの時にも言われていますし、さらにさかのぼれば2007年の小委員会の頃の間取りまとめでもやはりそういうことは言われて、もっと言えば、処分懇談会の90年代の時からもそういう話は出ているわけでありまして、そうしたところについて、やはり今もいろいろご議論あった、現場でこの間起こったことも含めて、踏まえた上で、必要な改定を、もう少し書ければ良かった部分あるんじゃないかなと思うわけです。

ですので、その部分については、課長のおっしゃるところからすると、政府、部内においてご検討いただいて、今後、当面の取り組み方針といった中に、こういったことを考えているというのを一層具体的にぜひお示しいただいて、ワーキングで議論、検討させていただけるとよろしいのではないかなと考えますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高橋委員長

事務局、最後、手短かにコメントしていただけますか。

○下堀放射性廃棄物対策課長

はい、ありがとうございました。高野委員の寿都のところ、こちらは町の対話の場が派生して、もっと公募で自由に勉強できる会をということで、町の将来に向けた勉強会なども既に14回開催されているというふうに認識をしておりますが、そういったところのご議論等も踏まえて、できるだけ多くの意見を吸い上げるという趣旨だと思いますので、どういったことができるか検討をしたいと思っておりますし、運営の内部の規定は、またこの総合資源エネルギー調査会全体にも関わることでもありますので、事務局として整理をしたいと思っております。

寿楽委員におかれては、ご意見をいただきありがとうございました。検討してまいりたいと思っております。

○高橋委員長

どうも活発なご議論ありがとうございました。全体として、これから当面の取り組み方針の段階において、本日さまざまな議論があったところを含めて議論をしていく方向において、皆さまの、基本的な合意をいただいたと思っております。

そういった意味では、基本方針の改定、当面の取り組み方針の策定に向けた準備を事務局で進めていただきたいと思います。

それでは、私のほうからは以上でございます。最後に事務局から何かありましたらお願いしたいと思います。

○下堀放射性廃棄物対策課長

はい、本日、議論させていただいた内容、それから本日の委員の皆さまからいただいたご指摘も踏まえまして、今後、基本方針の改定、当面の取り組み方針の検討を進めていければと思います。

次回以降の開催日程につきましては、事務局で調整の上、委員の皆さまにご連絡を申し上げますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

3. 閉会

○高橋委員長

それでは、これをもちまして第38回放射性廃棄物ワーキンググループを閉会いたします。本日はご多忙のところ長時間にわたり熱心、かつ有益な議論をご頂戴いたしまして誠にありがとうございました。これにて終了させていただきます。